



令和4年4月12日

市政記者 様

濃厚接触者の特定・行動制限等の見直し

オミクロン株の特徴から、感染者との接触場所等によって、その後の感染リスクや更なる感染拡大の防止の効果、重症化リスクのある者への波及の可能性、行動制限による社会経済活動への影響が異なることを踏まえ、令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡において、オミクロン株が感染の主流である間の濃厚接触者の特定や行動制限及び積極的疫学調査の実施方針が示され、長崎県においても同様の取扱いがなされているところです。

その方針等を基に、本市保健所における取扱いを別紙のとおり見直すこととしましたので、お知らせいたします。

引き続き、感染拡大防止に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

1 見直しの主な内容（濃厚接触者の特定等）

(1) 同一世帯内で感染者が発生した場合

- ・感染者と同居の方は、自動的に濃厚接触者として特定される。
- ・特定した濃厚接触者への検査は行わず、一定期間の自宅待機等を求める。

(2) 事業所等（入院医療施設や高齢者等施設、保育園・幼稚園等を除く）で感染者が発生した場合

- ・濃厚接触者の特定は行わず、行動制限も求めない。（現在、事業所等で行っている濃厚接触者の調査や保健所への調査結果報告なども不要）
- ・ただし、5名以上の集団感染（クラスター）が発生した場合は、保健所への報告を求める。

※ 上記のほか、詳細については別紙をご覧ください。

2 参考（令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡の概要）

- ・事務連絡の抜粋（参考資料のみ）

3 適用日

令和4年4月13日（水）

(別紙)

濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査の取扱いについて

オミクロン株の特徴（潜伏期間・発症間隔が短い）を踏まえ、オミクロン株が主流である間の濃厚接触者の特定や行動制限及び積極的疫学調査の実施方針については厚生労働省の事務連絡により示されているところであり、長崎県においても取扱いが示されている。

それらの方針や取扱いを基に、長崎市における取扱いを次のとおり見直します。

濃厚接触者の特定・検査の実施など

① 同一世帯内で感染者が発生した場合

これまで	* 聴き取り調査などを行い、濃厚接触者を特定。 * 必要に応じ、特定した濃厚接触者に対して検査を実施。
今 後	* すべての同居家族等は自動的に濃厚接触者として特定。 * 特定した濃厚接触者の検査は実施せず、一定期間の自宅待機等を求める。

② 事業所等（次の③④を除く）で感染者が発生した場合

これまで	* 各事業所で濃厚接触者の調査・特定を行い、リストを保健所へ提出。 * 濃厚接触者への自宅待機の要請、健康管理の実施。
今 後	* 濃厚接触者の特定は行わない。（各事業所での濃厚接触者の調査・特定やリストの保健所への提出は不要、検査も実施しない） * 上記に関わらず、事業所内で5名以上の集団感染（クラスター）が発生した場合は、保健所へ報告。

③ 入院医療施設、高齢者・障害児者入所施設内で感染者が発生した場合

これまで	* 聴き取り調査などを行い、濃厚接触者を特定。 * 必要に応じ、特定した濃厚接触者に対して検査を実施。
今 後	これまでと同様の対応。

④ 保育所、幼稚園等で感染者が発生した場合

これまで	* 施設での確認を基に、聴き取りなどを行い、濃厚接触者を特定。 * 必要に応じ、特定した濃厚接触者に対して検査を実施。
今 後	施設から助言を求められた場合、これまでと同様の取扱いにより個別に対応。

※ 長崎県の取扱いでは、積極的疫学調査、濃厚接触者の特定を行わないこととされていますが、長崎市での取り扱いは検討中であり、現時点においてはこれまでと同様の取扱いとする。

濃厚接触者の行動制限（待期期間）

- ① 4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合に、5日目から待期期間が解除可能となる対象者

これまで	社会機能維持者のみ
今 後	社会機能維持者であるかは問わない

- ② 一定条件の下、毎日検査により業務従事が可能となる対象者

これまで	医療従事者のみ
今 後	医療従事者に加えて、介護従事者、障害者支援施設等の従事者及び保育園、幼稚園、小学校等の職員

積極的疫学調査

重症化リスクが高い事例に対して集中的に実施

これまで	同一世帯内、事業所等、ハイリスク施設、保育所等、クラスター
今 後	ハイリスク施設、保育所等（施設の相談に応じる）、クラスター

適用年月日

令和4年4月13日（水）

オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について

- オミクロン株の特徴（潜伏期間・発症間隔が短い）を踏まえ、オミクロン株が主流の間は、自治体における濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について、以下のとおり実施することとする。
- なお、保健所による対応が可能な自治体において、引き続き幅広く濃厚接触者の特定等を行うことを妨げない。
 - ※ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、国民ひとりひとりが基本的な感染予防対策を徹底することが重要。特に、オミクロン株の特徴も踏まえれば、症状がある場合などには、保健所による濃厚接触者の特定等を行う場合には、その特定を待つことなく、出勤、登校等の自粛を含めた感染防止対策を自主的に講じることが重要。

1. 濃厚接触者の特定・行動制限待機期間の見直し（主な内容）

（1）同一世帯内で感染者が発生した場合

- 保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限を求める。
- 待機期間は、原則7日間（8日目解除）だが、社会機能維持者か否かにかかわらず、4・5日目の抗原定性検査キットで陰性確認後、5日目から解除を可能（7日間は、検温など自身による健康状態の確認等を求める。）とする。（（3）（4）においても適用可）

（2）事業所等で感染者が発生した場合（（3）（4）の場合を除く）

- 保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限を求めない。
- 事業所等は、感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はない。
- 事業所等で感染者と接触があった者は、高齢者等との接触や感染リスクの高い行動を控える。

（3）入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設で感染者が発生した場合

- 保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限を求める。
- 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

（4）保育所、幼稚園、小学校等で感染者が発生した場合

- 濃厚接触者の特定・行動制限は、保健衛生部局と児童福祉部局等が連携して、自治体ごとに方針を決定する。
- 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

2. 積極的疫学調査の見直し（主な内容）

- 重症化リスクが高い高齢者等の命と健康を守るため、積極的疫学調査は、入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設に集中的に実施する。
- 入院医療機関・高齢者・障害児者入所施設については、感染発生初期段階で当該施設からの報告を求め、迅速に調査を実施する。